

工 事 契 約 書 (案)

1. 件 名 照明器具更新工事
2. 履 行 場 所 京都府乙訓郡大山崎町字下植野小字南牧方 3 2 番地
乙訓環境衛生組合
3. 履 行 期 間 契約締結日～令和 8 年 3 月 3 1 日
4. 請 負 代 金 額 ￥ —
(うち消費税等相当額 ￥ —)
5. 契 約 保 証 金 免 除

上記の業務について、発注者 乙訓環境衛生組合（以下「発注者」という。）と
受注者 （以下「受注者」という。）は、以下の条項により契約を締結する。

上記契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、発注者、受注者記名押印の上、
各自 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

発注者 京都府乙訓郡大山崎町字下植野小字南牧方 3 2 番地
乙訓環境衛生組合
管理者 前 川 光

受注者

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、仕様書（別添の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び仕様書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

(指示)

- 第2条 受注者は、発注者の指示に従い、かつ、工事の目的に資するために最も適切な方法により工事を施工しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

- 第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た時は、この限りでない。
- 2 受注者は、この契約を抵当権その他、担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(下請等の禁止)

- 第4条 受注者は、工事の全部又は部分を第三者に請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

(監督職員)

- 第5条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。
- 2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、仕様書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
- (1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- (2) 仕様書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

(3) 仕様書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 前項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

4 発注者が監督職員を置いたときは、この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、仕様書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

5 発注者が監督職員を置かないときは、この契約書に定める監督職員の権限は、発注者に帰属する。

（現場代理人等）

第6条 受注者は、次の各号に掲げる者を定め、この契約締結後5日以内に書面によりその氏名を発注者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ、当該内容を発注者に通知している場合はこの限りでない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 現場代理人

(2) 主任技術者（建設業法第26条第2項に該当する場合にあっては監理技術者、同条第3項に該当する場合にあっては専任の主任技術者又は監理技術者、同条第4項に規定する場合にあっては監理技術者資格者証の交付を受けている専任の監理技術者）

(3) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第7条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約書に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

5 現場代理人、主任技術者及び監理技術者並びに専門技術者は、これを兼ねることができる。

(工事関係者に関する措置請求)

第7条 発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 発注者又は監督職員は、主任技術者又は監理技術者、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(法令の遵守)

第8条 受注者は、工事の履行に当たって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働安全衛生法、その他関係諸法令を遵守しなければならない。

(工事の調査)

第9条 発注者は、必要と認める時、受注者に対して工事の処理状況を調査し、又は、報告を求めることができる。

2 受注者において定款及び、役員の変更があった場合は、速やかに発注者に報告しなければならない。

(仕様内容の変更)

第10条 発注者は、契約締結後の事情により、仕様内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、請負代金額又は工期を変更する必要があるときは、発注者、受注者と協議して書面によりこれを定めるものとする。

(臨機の措置)

第11条 受注者は、災害防止等のため必要と認めるときは、工事施工部分、材料等の保全のため臨機の措置をとらなければならない。この場合、受注者は、あらかじめ発注者の意見を求めなければならない。ただし、緊急やむを得ないときは、

この限りではない。

- 2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置につき、遅滞なく、発注者に通知しなければならない。
- 3 発注者は、災害防止その他工事の施工上緊急やむを得ないときは、受注者に対して所要の措置をとることを求めることができる。この場合、受注者は、直ちにこれに応じなければならない。
- 4 第1項及び前項の措置に要した経費については、発注者受注者協議の上、頭書の請負代金額に含めることが不相当と認められる部分については、発注者が、これを負担する。

(一般的損害及び第三者の損害)

第12条 工事目的物の引渡前に、工事目的物又は、工事用材料について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害、及び工事の施工により第三者に及ぼした損害の補償については、受注者の負担とする。ただし、発注者の責に帰する事由による場合の損害については、この限りでない。

(天災その他不可抗力による損害)

第13条 天災その他不可抗力により工事の既済部分（現場に搬入した工事材料を含む。以下同じ。）に関して損害を生じたときは、受注者は、事実発生後遅滞なく、その状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 前項の損害で重大と認められるものについては、その損害額を発注者が負担する。ただし、受注者が第11条の規定による臨機の措置を怠った場合においては、これを受注者が負担しなければならない。

(受注者の作業員に対する補償)

第14条 受注者の作業員が工事の施工に際し事故等により負傷し、又は死亡することがあっても、発注者は、これに対し補償等一切の責任を負わないものとする。

(検査及び引渡し)

第15条 受注者は、工事を完了（部分完了を含む。）したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会の上、仕様書に定めるところにより、工事の完了を確認するための検査をしなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完了を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければな

らない。

5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完了とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

第16条 受注者は、検査に合格したときは、所定の手続きに従って請負代金を発注者に請求し、発注者は、請求書を受理した日から40日以内に支払わなければならない。

(部分使用)

第17条 発注者は、第15条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合において発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の使用により、受注者に損害を及ぼし又は受注者の費用が増加したときは、その損害を賠償し又は増加費用を負担しなければならない。この場合における賠償額又は負担額は、発注者受注者協議して定める。

(部分払)

第18条 発注者は、工事の完了前において、受注者の部分払請求を相当と認めるときは、検査に合格した既済部分に相応する請負代金相当額の10分の9以内で発注者が定める金額を支払うことができる。この場合においては、第16条の規定を準用する。

2 前項の既済部分に相応する請負代金相当額は、発注者が認定する。

3 第1項の規定による支払いの対象となった既済部分が受注者の所有に属するときは、その所有権は、支払いにより受注者から発注者に移転する。ただし、目的物全部の引渡し完了までの保管は、受注者の責任とし、目的物全部の引渡しまでに生じた損害については、第12条及び第13条の規定を準用する。

4 第1項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払いの請求をする場合においては、第1項及び第2項中「請負代金相当額」とあるのは、「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」と読み替えるものとする。

(部分引渡し)

第19条 工事目的物について、発注者が工事の完了に先だって引渡しを受けるべ

きことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第15条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第16条中「請負代金」とあるのは、「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

（契約不適合責任）

第20条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（発注者の催告による解除権）

第21条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- (2) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。
- (3) 第6条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第20条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第21条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第3条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (4) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (9) 第22条又は第22条の2の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第21条の3 第21条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第22条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第22条の2 受注者は、第10条の規定により仕様の内容を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第22条の3 第21条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第23条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来高部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来高部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来高部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来高部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来高部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは現状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 受注者は、第21条又は第21条の2並びに第22条又は第22条の2の規定によりこの契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失より滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは現状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 第3項前段及び第4項前段に規定する受注者の取るべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第21条、第21条の2又は第24条第3項の規定によるときは発注者が定め、第22条又は第22条の2の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段、第4項後段に規定する受注者の取るべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

6 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法（明治29年法律第89号）の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第24条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 工期内に工事を完成することができないとき。
- (2) この工事目的物に契約不適合があるとき。
- (3) 第21条又は第21条の2の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第21条又は第21条の2の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当するとみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来高部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、次条第2項に規定する割合で計算した額とする。

(受注者の損害賠償請求等)

第24条の2 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合

がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第22条又は第22条の2の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 発注者の責めに帰すべき理由により、第16条の規定による契約金額の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第24条の3 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第15条第4項又は第5項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をする事はできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をする事ができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(補則)

第25条 この契約に定めのない事項又は契約の条項について疑義が生じた場合には、乙訓環境衛生組合契約規則（昭和57年規則第5号）及び関係法令によるほか、必要に応じて発注者、受注者が協議してこれを定める。

(以 下 余 白)